



各位

トクソー技研株式会社

TEL:0978-33-5595

FAX:0978-33-5596

## 「痰吸引器アモレSU1」日常生活用具の給付対象追加のお知らせ

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご愛顧ご厚情を賜り、厚く感謝申し上げます。

首題の件、大分県大分市、宇佐市、中津市、豊後高田市におきまして、弊社商品の「痰吸引器アモレSU1」が日常生活用具の給付対象となりましたのでお知らせ申し上げます。

痰吸引の過酷さを考慮して、「痰吸引器アモレSU1」を国に先駆けて給付対象として、制度の改正を行って頂いたことと理解しています。

この日常生活用具の給付制度を活用し、気管内痰吸引を必要とする多くの方々のお力添えになることが出来れば幸いです。

今後ともどうぞ宜しくお願い申し上げます。

敬具

—記—

1. 基準額が改正される種目・・・日常生活用具「電気式痰吸引器」
2. 対象地区・・・大分県 大分市、宇佐市、中津市、豊後高田市
3. 改正内容
  - <変更前> 基準額(支給上限) 56,400円
  - <変更後> 基準額(支給上限) 56,400円  
※気管切開等により自動吸引システム(24時間持続)の吸引器が必要と認められる者にあつては、120,000円
3. 申請の資格要件
  - (1)身体障害者手帳に以下の記載があることが基準とされています。
    - ①呼吸機能障害3級以上、又は同程度の身体障害者であつて、必要と認められる者。
    - ②同程度の身体障害者とは、身体障害3級以上等で関連する疾患で痰吸引が必要との診断がある者。
  - (2)医師の意見書が必要となり、以下の記載がある者
    - ①気管切開を行っている者
    - ②痰吸引が頻回で、持続的な吸引が必要な者
4. 費用について  
補助金限度額は、「痰吸引器アモレSU1」の購入に限り120,000円です。  
超過分は自己負担となります。
5. 本件に関するお問い合わせは、下記にお願いします。  
トクソー技研株式会社 営業部 マーケティングG宛  
TEL:0978-33-5595 メール:[info@amor.co.jp](mailto:info@amor.co.jp)

以上